

令和3年第2回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和3年 6月11日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

本日、令和3年第2回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和3年第2回川本町議会定例会を開会いたします。

それではただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして、3番圓山議員、4番本山議員を指名いたします。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配付しております、「審議予定表(案)」のとおり、本日11日から16日までの6日間とし、本日は諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑、請願の付託までを行います。

々

本会議終了後、引き続いて全員協議会を開催します。終了後、大会議室にて議会運営委員会を開催し、その終了後、産建町民常任委員会を開催する予定としております。

々

14日は、休会とします。

々

15日は、午前9時00分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

々

最終日の16日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。

々

以上、この予定表(案)のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日11日から16日までの6日間とすることに決定いたしました。
- 々 なお、一般質問の通告は、本日の午後1時までとしておりますので申し上げます。
- 々 お諮りします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。
- 々 これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 皆さん、おはようございます。令和3年第2回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 変異株の猛威も加わっての、新型コロナウイルス感染症、以下、「感染症」と述べさせていただきます。この感染症の拡大に対応するために、4月25日に政府から発出されました、3度目となります緊急事態宣言は、その対象が10都道府県に拡大され、期限も6月20日まで延長されております。
こうした中、昨年来、感染拡大の防止に向けた事業の中止や行事の縮小などへの、皆様からの多大なご理解・ご協力のお陰を持ちまして、町内での発

番外

野坂町長

症を回避できておりますことに、深く感謝申し上げます。

今後も、全国の感染状況等を注視しながら、国・県の措置や指導のもと、臨時交付金を財源として、感染拡大の防止、地域経済の回復などに全力で通り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

々

依然として、この感染症の収束の兆しが見えない中では、ワクチン接種を円滑に進めていくことが、極めて重要となってまいります。

本町では、多くの方々が、かかりつけ医として頼っておられます、加藤病院による個別接種をお願いすることとし、県が調整主体となって進められた医療従事者向けの接種完了を受け、5月24日から高齢者施設等への入所者や従事者の方々向け、また、6月1日からは、65歳以上の高齢者の方々向けの接種を開始いたしました。

今後、年齢順で8月頭を目処に進め、次の段階の、基礎疾患をお持ちの方や、64歳以下の方々への接種を、安全・安心にそしてスムーズに行ってまいります。

また、接種のため、高齢者や障がい者手帳をお持ちの方で、加藤病院に向かわれる際の交通手段にお困りの方が、タクシーを利用される場合、その費用の一部を町が負担する制度を設けることとし、6月補正予算案として今議会に提出しております。

々

次に、避難情報の改正について、申し上げます。

々

このたび成立した、災害対策基本法等の一部を改正する法律が、令和3年5月20日から施行されております。

災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、違いが分かりにくいとされていた「警戒レベル4」における避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。

町では、この内容を自治会長会議・告知放送・防災訓練などを通じて、町民の皆様へお知らせしてまいりました。

今後も、避難指示の発令があれば、直ちに避難されますよう、周知と運用を徹底してまいります。

々

次に、流域治水対策について申し上げます。

々

今年度から、国では、あらゆる関係者が全体で行う「流域治水」の一環として、まちづくりと一体となった河川整備に本格的に取り組むこととされ、江の川下流域を「緊急対策特定区間」とし、今後、概ね10年間で事業費約250億円の重点投資を実施することとされました。

実現に向けて、国・県・市町が一体となって取り組む連携組織として、このたび、本町も参画する「江の川流域推進室」が設置されたところです。

番外
野坂町長

この機を捉え、本町積年の課題である治水対策が、早期に実現し加速化されますよう、国・県に対し、一層強固に働きかけるとともに、全力で取り組んでまいります。

々 令和2年度の予算執行は、5月31日をもって出納を閉鎖いたしましたので、決算見込額についてご報告申し上げます。

事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例会において、あらためてご報告することとし、今回は決算見込額の概要について、ご説明させていただきます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。

歳入52億3,297万2千円に対しまして、歳出51億4,096万1千円となり、差引した形式収支が、9,201万1千円となっております。

この内、道路災害対策事業等の翌年度への繰越財源3,418万6千円を引いた、5,782万5千円が、実質的な余剰金として、次年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、令和2年度末の基金残高は22億4,298万4千円で、地方債残高は52億2,035万1千円となる見込みです。

特別会計の決算見込みにつきましては、簡易水道特別会計で404万1千円、国民健康保険特別会計で456万8千円、後期高齢者医療特別会計で5万2千円の余剰金が見込まれております。

このほか、農業集落排水処理事業の特別会計では、歳入歳出差引はありません。

々 それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々 まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、住民主体の地域づくりの推進について申し上げます。

地域活動を通じて集まる暮らしの情報を、行政や専門機関に繋ぐ取り組みとして、巡回型及び常設型の「暮らしの保健室」が、「たすけあい川本」の運営で始まりました。

巡回型は、昨年度に引き続き、多田、三島、三原、馬野原など、各地域のサロンと合わせて開催予定です。今年度から取り組む常設型は、シーピースの地域交流スペースで、5月12日に1回目、26日に2回目が開催されました。今後は、毎月第2水曜日に健康相談、第4水曜日に子育て相談が開催される予定です。

また、集いの場づくりとして、住民主体の地域毎のサロンの支援を行うこととしていますが、4月26日に、各地域のサロン運営関係者と役場関係課が、サロンの現状や課題を共有しました。今後も、定期的に情報共有し、住

番外
野坂町長

民主体のサロンの定着を図ってまいります。

々

次に、移住・交流の推進について申し上げます。

移住・定住支援の一翼を担ってきた「かわもと暮らし情報センター」と、交流人口の拡大に取り組んできた「地域活性化センターかわもと」を統合した新団体「かわもと暮らし」の運営が、4月より始まりました。

これまでの取り組みを基に、全国に広がりつつある関係人口へのアプローチも行い、交流・関係・移住を連動させて情報を発信するなど、「新しい人の流れづくり」を推進してまいります。

6月5日には、コロナ禍における取り組みとして、ふるさと島根定住財団のオンラインイベントへ参加し、本町の子育て環境や住まい情報、各種支援制度などを紹介しました。出身者に対するSNSを活用した情報提供や「出身者応援宅配事業」など、様々な機会を通じて、ふるさと回帰に向けた機運を醸成してまいります。

々

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国保連の速報値によりますと、昨年度の本町の1人当たりの医療費は、61万4,672円と、依然として県内で最も高い状況にあります。調剤費分については、対前年比22%ほど減少しました。多剤服用の抑制や後発医薬品の利用促進による効果が、減少要因の一つではないかと思われます。今年度の国民健康保険税率につきましては、先の国民健康保険運営協議会でのご審議を踏まえ、感染症の拡大による被保険者への経済的影響や、県内他市町村の保険税率等を鑑み、中期的な財政運営に大きな影響を与えない範囲で、引き下げることとし、所要の改正条例案を今議会に提出いたしております。

々

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

令和3年産米の作付は、割当面積どおりの115ヘクタールで、昨年比6ヘクタールの減少となるものと見込まれます。

品種につきましては、「コシヒカリ」が中心となっておりますが、奨励している「きぬむすめ」は、対前年比約15%増の22ヘクタール、「つや姫」は10ヘクタールとなっております。

昨年度から着手された、三原地区の3法人の広域連携によるドローンの共同防除が、今年度から本格始動いたしました。

また、町内10組織が取り組んでいる、多面的機能支払交付金事業につきましては、県と検討している事務の一元化に向けた広域連携体制を、今年度中に構築する予定です。

- 番外
野坂町長
- 次に、担い手の確保について申し上げます。
コロナ禍で、新規やUターンによる就農希望者の確保が、難しい状況ではありますが、新たな就農パッケージの作成やリモートを活用して、担い手を確保してまいります。
- 々
- 次に、特産品の振興について申し上げます。
エゴマにつきましては、昨年度、作付面積は、約3ヘクタール増加して、24ヘクタールになった一方で、生産量は、天候不順や鳥の食害により、昨年度と比較して約35%減少しました。今後は、県と連携して収量増加に向けて取り組み、更なるブランド化を図ってまいります。
- 々
- 次に、林業の振興について申し上げます。
このたび、本町在住の樋口千代子氏が代表を務める「樹冠ネットワーク」が、公益社団法人島根県緑化推進委員会より、島根県緑化功労者として表彰されました。
平成22年度から開始された、自然豊かな江の川流域での、小・中学生を対象とした森林環境学習などの活動が、高く評価されたものです。こうした地道な活動が、林業の振興に向けて大きな課題となっております、将来の担い手確保にも繋がりますよう大いに期待しております。
- 々
- 次に、商工業の振興について申し上げます。
本年度も、地域おこし協力隊制度を活用した、地域の課題に対応したビジネスやものづくりなど、起業を目指す人材の確保・育成を実施しております。
また、昨年度まで、地域活性化センターかわもとに所属し、地域素材を活用した食による地域活性化に取り組んでいた隊員は、今年度から起業に向けた活動を開始しております。
- 々
- 次に、観光の振興について申し上げます。
平成30年度に、観光資源の広域ネットワーク化を目的に設立された協議会が、今年度からは、郡内3町と各観光協会で構成する「江の川流域広域観光連携推進協議会」として、再始動しております。
引き続き、川本町観光協会が事務局を受け持ち、本町をはじめ、邑智郡エリアの地域資源を活用した、魅力ある旅行商品の開発や、観光パンフレットの作成などの、情報発信に取り組んでまいります。
- 々
- 次に、町内の交流施設等の管理について申し上げます。
今年度から、湯谷温泉弥山荘、農村公園笹遊里、悠湯プラザを一体的に運営しております。
また、道の駅インフォメーションセンターかわもとに、洋菓子の世界大会で優勝経験のある、本町出身のパティシエ木下拓哉氏監修による、洋菓子の

番外
野坂町長

テイクアウト専用販売コーナーを整備しました。3月の開店以来、町内外から、多くの方々に訪れていただいております。新たな町のお土産品としても期待しています。

また、地域の防災拠点ともなる道の駅には、全国的に防災機能強化に向けた施設整備が進められており、このたび、一般社団法人日本道路建設業協会と一般社団法人全国道の駅連絡会が連携して、小型発電機及び投光器を寄贈いただきました。災害発生時には、復旧活動等に活用してまいります。

々 次に、誘致企業との連携について申し上げます。

このたび、株式会社三協様に寄贈していただいた、河津桜500本を、町道三原古市線沿いを中心に植栽いたしました。

今後は、株式会社三協様や地域の方々のご意見をいただきながら、町民の皆様への憩いの場づくりや交流・観光人口の増加を目的として、桜による景観づくりの取り組みを推進してまいります。

々 つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、学校教育について申し上げます。

4月9日に小・中学校の入学式が行われ、それぞれ23名の新入生を迎えました。これにより、今年度の全校児童生徒数は、小学校が8学級121名、中学校が5学級65名となりました。確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう、教育振興に努めてまいります。

5月27日には「全国学力・学習状況調査」が実施され、小学校6年生と中学校3年生が参加しました。今後は、この結果と傾向を分析し、一層の学力向上に取り組んでまいります。

々 次に、教育環境の整備について申し上げます。

今年度の学校施設の改修計画のうち、このたび、中学校の体育館屋根の改修に係る設計業務が完了いたしました。工事に必要な費用を、6月補正予算案として今議会に提出しております。

々 次に、教育の情報化推進について申し上げます。

かねてより募集しておりましたICT支援員を、5月から1名雇用し、週の前半は小学校で、後半は中学校での勤務を始めました。

また、昨年度末に整備が完了した、児童生徒の1人1台端末につきましては、先進事例を参考に教員のサポートをしながら、活用を進めてまいります。

々 次に、家庭教育支援について申し上げます。

「かわもとぼかぼか親子プロジェクト」事業として、4月18日に「たけの

番外
野坂町長

こ掘り」を、5月22日に「森の箱庭づくり」を実施したところ、延べ24組の親子の参加がありました。

ボランティアスタッフとして、中学生と島根中央高校生の積極的な参加があり、地域の方々とともに充実した活動ができました。こうした取り組みを通じて、地域との繋がりや、中・高生の縦の繋がりを深めてまいります。

々

次に、公民館活動について申し上げます。

昨年度、県による「公民館等を核とした人づくり機能強化事業」を活用して、三原地区を中心として、自主映画の制作に取り組んでまいりました。

5月30日に、悠邑ふるさと会館大ホールで開催した、この作品の上映会には、延べ228人の来場がありました。制作を通じて培われた人的ネットワークが、今後、広く地域を支える力となりますよう、大いに期待しております。

中央公民館では、社会福祉協議会と共催で、50歳以上を対象とした今年度の「悠々大学」を開講しました。23名の受講申込があり、5月20日に、開講式と第1回目の講座を行いました。受講生の希望を踏まえた様々な体験活動等を通じ、新たな気付きや仲間づくりの一助となるべく、実施してまいります。

々

次に、生涯スポーツについて申し上げます。

東京2020オリンピックの聖火リレーが、5月15日に本町で開催されました。

当日は、悠邑ふるさと会館から三島の玉繰橋までの約2キロを、本町在住の3名の方を含めた12名のランナーにより、それぞれの想いを託したトーチにより聖火が繋がれ、本町のスポーツ関係史に、新たな1ページが刻まれました。

今後も、子どもからお年寄りまでの誰もが、自分らしく健康でいきいきと過ごせるよう、生涯スポーツを普及し促進してまいります。

々

次に、文化財について申し上げます。

昨年度発刊いたしました「中世川本・石見小笠原氏関係史料集」は、これまでに、およそ130冊を販売いたしました。町内外から問い合わせをいただき、注目度の高さを実感しており、秋以降の、発刊記念の講演会開催に向けて、準備を進めてまいります。

々

次に、文化振興について申し上げます。

悠邑ふるさと会館で、今年度4回の上映を予定している「悠邑名画シアター」の第1回目を、6月13日に開催いたします。感染症対策のガイドラインに従い、安全・安心に実施いたします。

また、6月27日には、NHK「ベストオブクラシック」の公開収録が予

番外
野坂町長

定されておりますが、大ホールの座席や共有スペースなどに、抗菌・抗ウイルス化処理を施すこととしております。今後も、町民の皆様が安心して利用できますよう、感染症対策を徹底してまいります。

々

次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

4月8日に始業式、9日に入学式が行われ、新年度がスタートしました。今年度の入学者数は60名で、生徒総数は216名となりました。

5月6日には、石川県で行われた海外派遣選手最終選考会へ、カヌー部が出場し、各種目で優勝した男子生徒3名が、9月にポルトガルで開催されるジュニア世界選手権の、日本代表選手に選考される快挙となりました。

先般開催された県高校総体では、陸上部が3種目、カヌー部が5種目で優勝するなど、好成績を残しました。

また、5月には、県看護協会が募集した、高校生の「心に残る看護エピソード」において、1名が第2位に相当する優秀賞を受賞し、「看護の日」記念のつどいで作文発表を行いました。

引き続き、学習面や部活動において、環境整備等の支援に取り組んでまいります。

今年度中に、全ての県立高校で設置することとされている、「高校魅力化コンソーシアム」については、6月17日に設立が予定されております。学校教育目標として、「地域を愛し夢を叶える若人の育成～島根の中央からの挑戦～」の実現を目指すとしており、町としましても、「学校と地域が一体となった教育を核とした地方創生」に向け、協働体制を構築してまいります。

々

つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、防災・減災について申し上げます。

出水期を迎えるにあたり、5月20日には、各自治会長の連絡先や、避難指示発令時の伝達内容を確認する、情報伝達訓練を実施しました。

5月30日には、町民の皆様と役場職員が合同で、受付時の検温・体調確認などの感染症対策の留意点や、間仕切りなどの資器材の設置方法などを確認する、避難所の運営訓練を実施しました。

6月6日は、6自治会約200名の方が参加し、避難場所への経路の確認や、ハザードマップを活用した災害リスクを周知するなどの、防災訓練を実施しました。

々

次に、道路整備について申し上げます。

町道事業では、田原絵堂線の道路改良測量設計業務を実施する予定となっております。

番外 野坂町長	<p>災害対策事業では、三島三谷線の落石対策工事を発注しております。</p> <p>県道事業では、一般県道川本大家線の谷戸工区の工事が完成し、5月に供用開始されております。</p>
々	<p>次に、簡易水道について申し上げます。</p> <p>因原地区、一般県道別府川本線沿いの配水管布設工事を発注しております。</p>
々	<p>次に、水防災事業について申し上げます。</p> <p>無堤防地区の宅地嵩上げによる水防災事業の早期実現に向け、4月9日に、中国地方整備局及び浜田河川国道事務所へ、5月11日に、江の川下流域治水期成同盟会の構成員として、浜田河川国道事務所・県議会議員・県へ、5月13日に、中国治水期成同盟会連合会の構成員として、中国地方整備局へ、5月21日には、県央県土整備事務所に対して、それぞれ要望を行っております。今後も、事業の加速化に向けまして、継続して強く働きかけてまいります。</p>
々	<p>次に、環境衛生について申し上げます。</p> <p>昨年度の邑智クリーンセンターへのごみのうち、本町分は、全体の21.8%を占める1,117トン、前年度比0.6トン増となり、可燃ごみは減少し、資源ごみ・不燃ごみが26トン増えております。</p> <p>現在、邑智クリーンセンターと構成3町において、家庭に配布する、ごみ分別等の小冊子について見直し作業を進めており、一層の分別を徹底しリサイクルを図ってまいります。</p>
々	<p>つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。</p>
々	<p>かわもと音戯館の空調設備は、一部故障への対応が不可欠となったことから、このたび、必要なエリアについて順次、早期に完了するよう更新してまいります。</p>
々	<p>昨年度のふるさと納税通常寄附につきましては、対前年比580万円増の2,115万円、7月豪雨災害に伴い設けました災害寄附につきましては、106万円の寄附をいただきました。</p> <p>今年度からは、寄附額の増額を目指すため、受付窓口となるポータルサイトを新たに1つ追加しました。また、新たな用途として、「ひとり親家庭への支援に関する事業」を追加して受け付けています。</p> <p>そのほか、多様な返礼品希望に応えるために、新たに1業者に返礼品提供事業者として登録していただきました。</p>

番外 野坂町長	<p>今定例会に提案しました案件は、条例案件4件、予算案件2件、その他案件2件であります。</p> <p>後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、「町長行政報告」を終わります。</p>
々	<p>ここで、暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。 (午前10時07分)</p>
々	<p>会議を再開いたします。 (午前10時15分)</p>
々	<p>お諮りいたします。</p> <p>この際、日程第5「議案第39号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第13「報告第1号、令和2年度川本町一般会計予算繰越の報告について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
々	<p>異議なしと認めます。 よって、そのように決定いたしました。</p>
々	<p>執行部から議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。</p>
々	<p>それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。</p>
々	<p>日程第5「議案第39号」から、日程第6「議案第40号」について説明を求めます。番外高良町民生活課長。</p>
番外高良町 民生活課長	<p>おはようございます。「議案第39号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。</p> <p>説明資料、7ページをご覧ください。</p> <p>1. 改正理由は、新型コロナウイルス感染症による被保険者への経済的な影響などを考慮し、中期的な保険事業運営に影響を与えない範囲で、保険税率の引き下げを行うこととするものであります。</p> <p>2. 改正概要として、まず、この表の現行ですが、令和3年度の収納必要額は、7,100万円と見込んでおり、この7,100万円の必要額に対し、令和3年度所得を用いて、現行の保険税率で試算すると、保険税は5,050万円、そして、公費は1,800万円、この公費は、国・県・町からの保</p>

番外高良町
民生活課長

険基盤安定負担金です、そして、基金の繰入は、250万円となります。

改正案では、中期的な保険事業運営に影響を与えないことを考慮し、近年、意識しております4,000万円程度の基金を、今年度末にも、安定的に保つことを意識した上で、さらに、200万円程度、基金からの繰入が可能であると算定されます。

従いまして、必要額となる7,100万円の確保に向け、改正案では、さらに、200万円程度を、基金から繰り入れることにより、当初より引き下げた総額4,850万円程度の保険税が確保されるよう、区分ごとの税率改定について検討いたしました。

その内容が、次の、3.改正内容ですが、県内の他の市町村より、高めの設定となっている税率区分について、一層の負担の平準化を図る、とした考え方のもとで検討をおこない、所得割、平等割の一部を、この表の朱書き部分のように引き下げること、200万円程度となるよう、保険税率の引き下げを図ろうとするものであります。

なお、税率の引き下げにつきましては、諮問機関である国民健康保険運営協議会において、先般、ご審議をいただき、その方針を受けて、今定例会において上程し、ご審議をいただくものであります。

本条例は、公布の日から施行し、令和3年度以後の国民健康保険税について、適用します。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

々

続きまして、「議案第40号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本議案は、町営住宅の戸数について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、2ページの新旧対照表をご覧ください。

本条例の別表には、団地の名称や、戸数を記載しておりますが、神田団地について、入居者からの願いを受けて、令和2年度に、3戸譲渡を行いました。

これにより、神田団地の戸数を、11から、8に、改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第7「議案第41号」について説明を求めます。

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第41号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

このたびの改正は、本条例の第5条において定めている資格証の提示につ

番外櫻本健
康福祉課長

いて、社会保険各法に定める保険証としているものを、社会保険各法に定める保険証等に改めるものです。

改正理由については3ページの説明資料でご説明します。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の改正により、オンライン資格確認が導入され、マイナンバーカードによる保険証利用が可能となったことによるものです。施行期日は公布の日からとしております。なお、オンライン資格確認の本格運用については、システムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から10月までに開始される予定となっております。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータル等で申込手続きをしていただくことになります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第8「議案第42号」について説明を求めます。
番外坂根教育課長。

番外坂根教
育課長

「議案第42号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

3ページの説明資料をご覧ください。

このたびの改正の理由は、川本町奨励作物支援事業として取り組むピーマンの集荷にスクールバスを活用するため、4月1日付けで少量貨物有償運送の許可を受けておりますので、実際の運用開始にあたり必要な事項を定めるものです。

改正の概要は、スクールバスの定義に少量貨物有償運送の規定を追加すること。料金の種別に「貨物運送料金」を追加すること。料金及び適用基準に、運送する貨物の規格、運賃、対象者等の規定を追加すること。以上の3点でございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条に、道路運送法第78条第2号の次に「及び第3号」を加えます。

これが、少量貨物有償運送の規定でございます。

次に、第4条、第1号から第3号は、普通料金、定期料金、回数券料金ですが、ここに第4号：貨物運送料金を加え、スクールバスの利用料金種別を3種から4種に改めます。

次に、第5条第1号の表に、貨物運送料金を加えて荷物の規格を定め、1個あたりの料金を26円といたします。

また、同じく第5条の第5号として、貨物運送料金の具体について、島根県農業協同組合が生産者から野菜を集荷する場合に適用すること、また生産者とは島根県農業協同組合に出荷する者に限ることを規定いたします。

この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第9「議案第43号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長

「議案第43号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ61,699千円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ4,371,582千円とするものです。

今回の補正予算の主なものは、職員の人事異動などに伴う職員給与費等の補正と、補助事業の採択に伴う事業費の補正、新型コロナウイルスワクチン接種に係わるもののほか、緊急に対応すべき工事などの事業費を計上しております。

まず、資料22ページの歳出をご覧ください。

給与費等の補正以外の主な事業について説明いたします。

1款の議会費では、議会用タブレット端末導入事業費で、クラウドシステム使用料など、当初予算で組んでいたものを、コロナ交付金で導入するタブレット機器と同じ総務費の情報対策事業費への組み替え1,254千円。

総務費では、先ほどの議会費からの組み替えと自治会から申請のコミュニティー助成事業が採択となり、1,100千円。

3款、民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、ひとり親と、その他の低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金3,720千円。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、高齢者など接種会場までの移動が困難な方に対して、タクシー利用助成2,660千円。

6款、農林水産業費では、民家へ影響を及ぼす山の崩壊が町内で1件発生し、対策に緊急を要しますので、県の事業を活用した林地崩壊防止対策事業費6,000千円。有害鳥獣被害防止アドバイザー報償費は、前年度雇用していた有害鳥獣対策専門員に代わり、被害防止のアドバイザーを依頼するための報償費1,308千円。

8款、土木費では、町道金比羅公園線の法面が崩落し、県道の通行車両や通行者への影響があり、早期に復旧させる必要があるため、7,000千円。

10款、教育費では、中学校体育館の屋根改修工事につきまして、当初予算で設計費を計上しておりましたが、この度、事業費を設計いたしましたので、その事業費37,432千円。小中学校スクールサポートスタッフ配置事業は、コロナ禍において増加した教職員の業務を支援する職員を配置するための事業費3,071千円。川本公園の受電設備でございますが、老朽化によりまして漏電発生時には、周辺の電力利用者への停電を発生させる恐れがあり、早急に対応する必要があるため修繕費1,419千円です。

次に、ひとつ前のページの21ページ、歳入の表をご覧ください。

12款、分担金及び負担金では、林地崩壊防止対策事業地元負担金として1,250千円。

番外湯浅総務財政課長

14款、国庫支出金では、先ほど説明しました、ワクチン接種のためのタクシー助成を、臨時交付金事業を活用して実施することとして2,660千円。子育て世帯生活支援特別給付金は3,720千円。

15款、県支出金では、スクールサポートスタッフ配置補助金5,137千円。林地崩壊防止対策事業費補助金は2,500千円。

18款、繰入金は、中学校体育館の屋根改修事業費に学校教育施設整備基金を充てることとして37,432千円。このたびの補正予算全体を通しての財源調整として、5,700千円の財政調整基金繰入金を計上しております。

20款、諸収入では、コミュニティー助成事業補助金1,100千円。

町債では、林地崩壊防止対策事業費のうち町負担分について2,200千円を計上しております。

次に、資料23ページをご覧ください。

上段には、先ほど説明しました地方債の補正を計上しておりまして、補正後の令和3年度の起債の限度額は609,738千円となっております。

下段には、先ほど説明した基金の補正を反映させた、基金の状況をあげておりますが、年度末の基金残高は、総額で2,022,058千円と見込んでおります。

次のページ、24ページには、ワクチン接種対応タクシー利用助成事業の概要を記載しております。これは、ワクチン接種会場への移動に際しまして、自家用車や公共交通機関を利用することが困難な方へタクシー料金の助成をし、ワクチン接種を促進させることを目的としております。

概要としましては、ワクチン接種のために、接種会場への移動のためにタクシーを利用する高齢者、障害者手帳保有者などが対象で、助成額はタクシーメーター金額の2分の1とし、その額が1,000円を超える場合は、個人負担額の上限を1,000円とするものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、日程第10「議案第44号」について説明を求めます。
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第44号、令和3年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に333千円を追加し、歳入歳出予算総額を473,116千円とするものです。

5ページの資料でご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、定期人事異動に伴う人件費に関する補正で、歳出について、総務費の総務管理費に333千円を追加し、同額を歳入の一般会計繰入金に追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次に、日程第 1 1 「議案第 4 5 号」から、日程第 1 2 「議案第 4 6 号」について説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第 4 5 号、町道路線の認定について」 ご説明いたします。
本議案は道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道の路線を認定するものであります。

認定する路線は、起点、川本町大字谷戸 2 9 4 8 番 7。終点、川本町大字谷戸 2 9 4 8 番 5。延長 3 8 6 m、幅員が 4. 5 m から 7. 6 m の谷戸三俣線でございます。

次のページの認定提案理由をご覧ください。

谷戸三俣線につきましては、県道川本大家線バイパス工事に伴い、島根県から旧道路敷を町へ移管されたことにより、町道として認定するものであります。

次のページに平面図を添付しておりますので、ご確認のほど、お願いいたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第 4 6 号、工事請負契約の締結について」 ご説明いたします。

本議案は、令和 3 年 5 月 2 8 日に指名競争入札に付した「令和 2 年度、明許繰越、社会資本整備総合交付金事業（災害防除）町道三島三谷線工事」について、請負契約を締結するために、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和 2 年度明許繰越社会資本整備総合交付金事業（災害防除）町道三島三谷線工事。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、7 0, 6 2 0, 0 0 0 円。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木 2 8 2 番地 1。株式会社オーサン 代表取締役 甚田尚氏でございます。

工事内容につきましては、落石対策工事であります。工事場所は、三島^{たまくり}玉繰地内にある、砂防えん堤付近の道路斜面でございます。

工期については、令和 4 年 3 月 3 1 日としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、日程第 1 3 「報告第 1 号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 「報告第 1 号、令和 2 年度川本町一般会計予算繰越の報告」についてでございます。

令和 2 年度川本町一般会計予算繰越明許費について、地方自治法施行令の規定に基づき、報告いたします。

次のページの、繰越計算書をご覧ください。

番外湯浅総務財政課長

令和2年度予算のうち、3年度に繰り越した繰越明許費は、計算書のとおりで、翌年度繰越額は、2款、総務費では、IP告知端末テレビ電話機能拡張事業17,468千円。住まいづくり応援事業では3,200千円

4款、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業62千円。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業では、763千円。

6款、農林水産業費では、道の駅コロナ感染症対策整備事業4,851千円。農地耕作条件改善事業（三原2地区）では、3,922千円。同じく農地耕作条件改善事業（因原地区）では、2,000千円。農地耕作条件改善事業（三原3地区）では、9,600千円。農業水路等長寿命化・防災減災事業では、5,600千円でございます。

7款、商工費では、新規ビジネス促進事業2,400千円。河津桜植栽整備事業18,429千円。

8款、土木費では、橋梁長寿命化事業11,171千円。道路災害対策事業では、80,661千円。町道中倉日向線改良事業では、51,300千円。町道三原古市線整備事業では、50,787千円。

10款、教育費では、学校保健特別対策事業で、1,633千円。小中学校体育館空調整備事業では、13,300千円。

11款、災害復旧費では、現年発生公共土木施設災害復旧事業費で、6,500千円。現年発生公共土木施設単独災害復旧事業では、31,013千円でございます。

それぞれの事業に対する、補助金や地方債につきましては、表の通りでございます。以上でございます。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

ここで、暫時休憩といたします。

々

これより会議を再開し、これより全体審議・質疑を行います。
全員協議会に切り替えます。 (午前10時41分)

々

(全員協議会へ切り替え・・・議案第39号から報告第1号までを各議案順・報告順に全員協議会として審議・質疑)

々

「議案第39号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の、質疑を行います。質疑はありますか。
5番木村議員。

5番
木村議員

単語ってどうか、2つほどお願いします。第5条3項とありますけど、特定世帯及び特定継続世帯以外という言葉、特定世帯、特定継続世帯、これを分かり易く言葉についてご説明をお願いします。それから説明資料にありま

5番
木村議員 　　す、これの減額の関係については、モデル的に一世帯でも良いですけど、どの程度の減額になるのか。モデル的なものがあるようでしたらご説明願いたい。もし分からないようでしたら、また別途資料をいただきたい。以上です。

議　長 　　番外町民生活課長。

番外高良町
民生活課長 　　まず、ご質問の一点目の特定世帯等につきましては、例えば夫婦で国民健康保険に加入しておられて、片方が年齢到達をして後期高齢の保険に要は移られた場合に、要は激変緩和をするために、軽減とかの措置を行いながら、保険料が変わっていくという、そういった世帯に該当するケースになります。それから二点目のモデル世帯という事で、ちょっとこっちは幾らか試算をしてみました。まず、モデル世帯で夫婦、あと子供2人という事で、例えばですけれども、世帯所得が300万円の場合ですね、改正による影響額が年間で16,400円の減になります。それからモデル世帯、次が世帯所得が150万円の場合は、年間で8,300円の減額となっております。もう1つが7割軽減が掛かっております世帯については、年間300円の減額となっております。以上です。

議　長 　　（「よろしいです」の声あり）
はい、他にありますか。
8番片岡議員。

8番
片岡議員 　　私は5、6年前ですか、国保の委員をしまして、その時からの私の主張なんですけど、この所得割の金額、所得割の割合、これが川本町は他市町に比べて高い。これを是正して欲しいというのが私の持論だったわけですが、今回、コロナの関係もありまして、0.2%、0.4%減額になるわけですが、これはコロナに限らずやっぱり他町村と税額を平準化するためには、この所得割のところを一定割合の%にしないと、やっぱり川本町は住みづらいなという形になってくると思うんです。ですから今回このコロナにおいて、これが他町村もこの所得割のところを下げるんだったら、これから先、川本町は一層のここを下げるように努力をしていただきたいなと思います。その他町村が今回のコロナのあれで所得割が下がるかどうか、それだけちょっと教えてもらえますか。

議　長 　　番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 　　まず今回ですね、下げた理由としまして、コロナの影響というものもあるんですけども、先ほど仰られたように県内の他町村と比較しても少し高いところについては、見直しをした方が良くはないかというところで下げて

番外櫻本健
康福祉課長

おります。他町村、今回コロナの影響ということで、それが要因で下げられたかどうかというのは把握しておりませんが、県の方においても、平成30年から財政運営主体という事で、県としても計画立てて運営をされておりますけれども、それも所謂3年をスパンとして財政状況について中間見直しもされています。そういったところを踏まえて、うちとしましてもある程度、中期的な3年スパンというところも目処にしながら、他町村の状況、或いは今、持っている保有している基金の状況、そういったところを考慮しながら、できるだけ負担感の無いようなところで治めていくようには考えていきたいというふうには思っております。以上でございます。

議 長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

他にありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第40号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第41号、川本町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第42号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第43号、令和3年度川本町一般会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。

- 議長 質疑はありませんか。よろしいですか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第44号、令和3年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第45号、町道路線の認定について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第46号、工事請負契約の締結について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 続いて、「報告第1号、令和2年度川本町一般会計予算繰越の報告について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 以上をもって、全体審査・質疑を終了いたします。
- 々 これより、会議を再開いたします。(午前10時51分)
- 々 日程第14「発委第1号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題といたします。
議会運営委員長から趣旨説明を求めます。7番植田議会運営委員長。
- 植田議会運営委員長 それでは、「発委第1号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

植田議会運
営委員長

資料3ページをお開きください。

改正の趣旨ですが、女性や若者をはじめ多様な層の住民が議員に立候補し活躍できる環境の整備が求められる中、令和2年2月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう要請することが明記されました。

また、現在、政府においては、令和2年7月17日閣議決定された規制改革実施計画等に基づき、全ての行政手続きにおける押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであります。

こうした状況を踏まえ、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備を図るとともに、請願者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は大きく2つ、会議の欠席事由の整備と請願の押印義務付けの緩和になります。

具体的な改正内容は、2ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項の欠席の事由について、「事故」としていたものを、出産、育児、介護などの諸要因に配慮できるよう、欠席事由を整備するものです。合わせて、改正前の「事故」については、一般的に思いがけず生じた悪い出来事の意でとらえられ、誤解を招く可能性があることから、公務、傷病などの例示に改めるものです。

また、同条第2項は、出産のための欠席期間を具体的に定めるものです。労働基準法の規定を参酌して期間を明示するものであります。

第88条は、請願書の押印について、一律に押印を求めていたものを、署名又は記名押印に改め、請願者が自署している場合は押印を不要とするものです。

なお、施行の期日は、公布の日からといたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

以上で、趣旨説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「発委第1号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

議 長 　　に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

々 　　　　挙手「全員」であります。

々 　　　　よって、「発委第1号」は、原案のとおり「決定」いたしました。

々 　　　　次に、日程第15「川本町選挙管理委員の選挙」を行います。

々 　　　　お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

　　　　　（「異議なし」の声あり）

　　　　　異議なしと認めます。

　　　　　よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに「決定」いたしました。

々 　　　　お諮りします。

　　　　　指名の方法については、6番石川議員において指名をしていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

　　　　　（「異議なし」の声あり）

　　　　　よって、そのように「決定」しました。

　　　　　それでは、川本町選挙管理委員の指名をお願いします。6番石川議員。

6番 　　　　それでは、川本町選挙管理委員の指名をいたします。敬省は省略させていただきます。

石川議員 　　委員、中垣 和夫。川本町大字因原269番地。昭和22年11月4日生まれ。委員、釜田 雄二。川本町大字三原515番地。昭和25年10月13日生まれ。委員、野田 健。川本町大字因原256番地。昭和24年3月17日生まれ。委員、横田 和也。川本町大字川下1167番地2。昭和27年1月26日生まれ。以上の4名の方を推選します。

議 長 　　　　お諮りいたします。

　　　　　ただいま、指名された4名の方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

　　　　　（「異議なし」の声あり）

　　　　　異議なしと認めます。

々 　　　　よって、中垣 和夫氏、釜田 雄二氏、野田 健氏、横田 和也氏、以上4名の方が、「川本町選挙管理委員」に当選されました。

々 　　　　続いて、日程第16「川本町選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

- 議 長 お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名
推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
 異議なしと認めます。
 よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに「決定」いたしました。
- 々 お諮りしいたします。
指名の方法については、6番石川議員において指名をしていただきたいと
思います。これにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
 よって、そのように「決定」しました。
 それでは、川本町選挙管理委員補充員の指名をお願いします。6番石川議
員。
- 6番
石川議員 それでは、川本町選挙管理委員補充員の指名をいたします。敬称は省略させ
ていただきます。
補充員、第1順位、木下 朗。川本町大字川本623番地8。昭和33年7月
29日生まれ。補充員、第2順位、赤穴 清。川本町大字川本165番地15。
昭和31年12月20日生まれ。補充員、第3順位、湯淺 清恵。川本町大字
湯谷811番地内^{うち}2。昭和31年2月13日生まれ。補充員、第4順位、市原
有美。川本町大字南佐木343番地。昭和28年6月15日生まれ。
 以上の順位にて4名の方を指名します。
- 議 長 お諮りいたします。
ただいま、指名された4名の方を、順位のつとおり選挙管理委員補充員の
当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
 異議なしと認めます。
- 々 よって、木下 朗氏、赤穴 清氏、湯淺 清恵氏、市原 有美氏、以上4
名の方が、順位のとおり「川本町選挙管理委員補充員」に当選されました。
- 々 次に、日程第17「請願第1号」の件を議題といたします。
本日までに受理いたしました請願は、お手元に配付しております「請願文
書表」のとおりであります。
- 々 会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしま
したので、ご報告をいたします。

議 長 | 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
(午前11時02分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員